



し、働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指すことはとても重要です。

2013年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、希望者全員を65歳まで雇用する「継続雇用制度」が義務化されました。

**Q**

当社では定年後の継続雇用制度を65歳まで段階的に設定していますが、4月には62歳から63歳に引き上げます。5月に62歳になる従業員がい

**A**

労働力不足が深刻な中で、働きたい意欲と能力のある高年齢者が経験を生かすか

### 継続雇用制度の経過措置年齢に注意

3年ごとに段階的に引上げることができ、継続雇用制度の経過措置は就業規則に記載することで自動的に引き上げられます。特に手続きや届け出は必要ありませんが、4月以降の継続雇

用年齢が62歳から63歳に引き上げられることを従業員に周知してください。

継続雇用年齢を今年63才に引き上げるのだが……

